

（食の安心・安全行動計画）

- 第5条** 知事は、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「食の安心・安全行動計画」という。）を定めるものとする。
- 2 食の安心・安全行動計画は、食の安心・安全の確保に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。
- 3 知事は、食の安心・安全行動計画を定めるに当たっては、府民及び食品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、第25条第1項に規定する京都府食の安心・安全審議会（第6項及び次章において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、食の安心・安全行動計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、食の安心・安全行動計画の変更について準用する。
- 6 知事は、毎年、食の安心・安全行動計画に基づく食の安心・安全の確保に関する施策の実施状況を取りまとめるとともに、当該実施状況について審議会の評価を得た上で、当該実施状況及び評価の内容を公表するものとする。

（趣旨）

府における食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、中期計画としての「食の安心・安全行動計画」を策定すること、及びその内容や手続を明らかにしています。

（解説）

【第2項】

「行動計画」の内容は、食の安心・安全の確保に関する府の施策の数値目標やその内容を明らかにするものです。

【第3項】

策定に当たっては、消費者としての府民や食品関連事業者の意見が反映したものとなるよう、パブリックコメントの実施や、場合によっては府民との意見交換会の開催などを行います。

また、消費者としての府民や食品関連事業者、学識経験者で構成する「京都府食の安心・安全審議会」の意見を事前に聴いた上で策定することにしていきます。

【第4項】

消費者としての府民及び食品関連事業者が行政と連携して自主的かつ積極的に行動を行うためには、府の「行動計画」を府民が承知し、理解をしていただくことが必要です。このため、行動計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表することにしていきます。

【第5項】

さらに、毎年、行動計画に基づき講じた施策や取組を、審議会が評価することにより、その適切な実施を担保することを趣旨としています。

施策の実施状況やその評価の内容についても公表することにしており、府、食品関連事業者及び消費者としての府民が、食の安心・安全確保の取組について現状を把握し、課題等を共有することによって、その後の取組につなげようとするものです。